

横浜市墓地問題研究会設置要綱

制定 平成 21 年 8 月 1 日 健環第 1259 号（局長決裁）

（目的）

第 1 条 少子・高齢化、核家族化の進展など社会状況が変化している中で、将来を見据えた今後の本市墓地供給のあり方や方向性を調査・研究するため、横浜市墓地問題研究会（以下、「研究会」という。）を置く。

（所掌事項）

第 2 条 研究会は、次の事項について研究する。

- (1) 墓地に関する本市の現状
- (2) 本市における墓地のあり方
- (3) その他必要な事項

（組織）

第 3 条 研究会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 研究会の委員は、学識経験者、弁護士、マスコミ関係者等の有識者から選定し、市長が委嘱する。

（委員長及び副委員長）

第 4 条 研究会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定め、副委員長は、委員長が指名する委員をもってあてる。
- 3 委員長は、会務を総理し、研究会の会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（任期）

第 5 条 委員の任期は、平成 21 年 8 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第 6 条 研究会の会議は、委員長が招集する。

- 2 研究会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 研究会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長がこれを決する。

（委員の代理）

第 7 条 委員の代理は、原則として認めないこととする。

（会議の公開）

第 8 条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成 12 年 2 月横浜市条例第 1 号）第 31 条の規定により、研究会の会議については一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部または全部を非公開とすることもできる。

(事務局の設置)

第9条 研究会の事務局は、健康福祉局健康安全部環境施設課に置く。

(委任)

第10条 この要綱に定めるほか、研究会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成21年8月1日から適用する。

(経過措置)

この要綱施行後の最初の研究会の招集は、健康福祉局長が行うものとする。